

英語からわかる明治憲法第1条と第4条の関係

放送大学客員教授

立花 希一

1889年に公布された明治憲法の第1章天皇に関する全17条の条文の中で「統治」という言葉は第1条と第4条だけで使われている。

第1条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第4条 天皇ハ国ノ元首にして統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

伊藤博文は、明治憲法公布と同年に『帝国憲法義解』を発表したが、同書には「統治」という概念の註解が記されている。伊藤は、第1条の「統治」を『義解』でこう述べる。「統治は大位に居り、大権を統べて国土及び臣民を治めるなり」と。統治が天皇の位にあるのは明白だが、その統治について、傍点からわかるように、わざわざ「統」と「治」に分解して、それぞれの意味を明らかにしようとしている。統治は君臨し治めることで、単なる統治 (govern) ではないのだ。

「統」の目的語は大権で、「治」の目的語は国土と臣民である。国土と臣民の意味は明瞭だが、天皇が統べる (ひとつにまとめて支配する) 「大権」とは一体何だろうか。明治憲法の中には、天皇に関する17の条文のどこにも「大権」という語は登場しない。伊藤の『義解』第4条の註解では、「統治の大権は天皇之を祖宗に承け、之を子孫に伝う」と「大権」という言葉は登場するが、「大権」とは何かは論じられていない。ただ、大権が始祖から子孫へと継承されるという内容に過ぎず、上述の第1条「万世一系ノ天皇」と同じ内容である。1条を理解しようとして伊藤の註解を参照し4条の註解に至ったのだが、それは1条の意味でしかなく、いわば(悪)循環に陥ってしまった。

ところが、『義解』と同時に刊行された英語版では、「大権」の意味が明瞭にわかる。第1条の「統治」の註解の英訳は、By “*reigned over and governed,*” it is meant that the Emperor on His Throne combines in Himself the Sovereignty of the State and the Government of the country and His subjects. で、*combines in Himself the Sovereignty* という句が使われている。この句は、第4条の英訳、The Emperor is the head of the Empire, *combining in Himself the rights of sovereignty,* and exercises them, according to the provisions of the present Constitution. でも用いられているので、第1条註解の「大権」が第4条と密接に関連するのが、英語版では明白である。第1条の統治の対象である「大権」とは、第4条の「統治権 (the rights of sovereignty)」のことだとわかる。第4条と関連づけて、先の第1条註解英訳から逆に意味を捉えると、「統治 (reign over and govern)」とは、大位にある天皇が、主権 (the rights of sovereignty) と、国土および臣民の政府 (the Government) とを総攬 (天皇自身において一手に掌握) するという意味になる。皮肉にも英語のほうが日本語より、天皇「統治」の内容がわかりやすい。どっちが翻訳なのだろうか。